

議案第10号

北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の業務量の適切な管理
等に関する規則について

北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の業務量の適切な管理等に関する
規則を次のように定める。

令和2年6月25日提出

北九州市教育委員会

教育長 田島裕美

提案理由 北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措
置に関する条例第8条の規定に基づく措置について、必要な事項を定める必
要があるので、この規則案を提出する。

北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について

1 制定理由

(1) 目的

長時間労働の是正のための措置として、民間労働法制においては、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）」により罰則付きの時間外労働の上限規制等が導入され、原則として平成31年4月1日から施行された。国家公務員においても、同年2月1日に人事院規則において超過勤務命令の上限時間が新たに規定され、地方公務員についても条例や規則等において超過勤務命令の上限時間を定めることとなった（北九州市においては、令和元年7月1日に「北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」を改正し、市職員（旧市費負担教職員を含む。）に時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限等を定めた。）。

他方、地方公務員である教育職員も、今回の働き方改革における超過勤務命令の上限時間の規制対象となり得るが、教育職員には「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）」が適用されるため、超過勤務命令に基づいて業務を行うのはいわゆる「超勤4項目」に関する業務の場合のみとされ、それ以外の業務については、規制の対象とならない。

給特法の仕組みにより、「超勤4項目」以外の業務は教育職員が自らの判断で自発的に行っているものと整理されるが、「超勤4項目」以外であっても、校務として行うものについては、超過勤務命令に基づくものではないものの、学校教育活動に関する業務を行っていることに変わらない。

そこで、国は「超勤4項目以外の業務も含めた在校等時間」を管理の対象とすることが学校における働き方改革を進めるために不可欠であるとし、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和元年法律第72号。以下「改正法」という。）」を改正し、改正法を受けて令和2年1月17日に「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（以下「指針」という。）」を策定して、地方自治体のサービス監督権者である教育委員会に、教育職員の健康及び福祉の確保を図るために一定の措置を講ずる責務があるとした。

指針の趣旨を踏まえ、令和2年6月議会において「北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年条例第64号。以下「条例」という。）」を改正し、新設した第8条において教育職員の業務量の適切な管理等に関する措置を行うこととした。

については、条例の改正及び指針の留意事項「都道府県及び指定都市においては、サービス監督教育委員会が定める上限方針の実効性を高めるため、条例等の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。」を受け、教育職員の業務量の適切な管理等を行うため、教育職員の在校等時間に関する上限方針を規則によって定めるもの。

※超勤4項目

教育職員については原則として時間外勤務を命じないこととし、命じる場合は、(1)生徒の実習に関する業務、(2)学校行事に関する業務、(3)教職員会議に関する業務、(4)非常災害等のやむを得ない場合の業務の4項目に限定しているもの。

※在校等時間

教育職員が校内に在校している時間及び校外での業務の時間を外形的に把握した上で合算し、そこから休憩時間及び業務外の時間を除いたもの。

(2) 規則を新規制定する理由

このたび規則によって定める在校等時間に関する上限方針は、教育職員の正規の勤務時間外における時間外勤務時間のほか、労働基準法上の「労働時間」に含まれない自発的に業務を行う時間も含めた時間について上限を定めるものである。

他方、教育職員の勤務条件を定めている「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則」（対象：小学校、中学校、特別支援学校）及び「北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」（対象：幼稚園、高等学校、各種学校）は、教職員の労働基準法上の「労働時間」にあたる正規の勤務時間及び時間外勤務時間を定めたものであり、その範囲が異なるものである。加えて、上記2規則は教職員を対象としているところ、今回定める上限方針は、このうち教育職員のみを対象とするものであることから、当該2規則を改正せず、新たに規則を制定するもの。

2 内容

指針に準じ、在校等時間から正規の勤務時間を除いた時間（以下「時間外在校等時間」という。）の時間及び月数について、以下のとおり、上限方針を設けるもの。

時間外在校等時間の時間及び月数の上限

ア イ以外の教育職員

⇒ 月45時間以下、年360時間以下

イ 通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない教育職員

⇒ 月100時間未満、年720時間以下、2～6月平均で月80時間以下、時間外在校等時間が月45時間を超える月数は年6回以内

3 施行期日

令和2年7月1日

（条例改正（6月議会提案、公布の日から施行）と併せて速やかに施行すべきものであること及び月の中途では経過措置の設定が困難であることから、7月1日施行としたもの）

4 経過措置

時間外在校等時間の時間及び月数の上限方針について、令和2年度においては年度中途での施行（7月1日施行）となるため、以下のとおり、経過措置を設けるものとする。

- ① 月45時間以下、年360時間以下
⇒ 月45時間以下、年270時間以下（360時間×12月分の9月）
- ② 月100時間未満、年720時間以下、2～6月平均で月80時間以下、時間外在校等時間が月45時間を超える月数は年6回以内
⇒ 月100時間未満、年540時間以下（720時間×12月分の9月）、2～6月平均で月80時間以下、時間外在校等時間が月45時間を超える月数は年5回以内

北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則をここに公布する。

令和2年 月 日

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会規則第 号

北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年北九州市条例第64号）第8条の規定に基づく措置について、必要な事項を定めるものとする。

(在校等時間の上限)

第2条 教育委員会は、教育職員の在校等時間（公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号）第3第1号に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から正規の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1日の在校等時間から正規の勤務時間を除いた時間の1箇月（月の初日から末日までの期間をいう。以下同じ。）の合計時間（以下「1箇月時間外在校等時間」という。）について45時間

(2) 1日の在校等時間から正規の勤務時間を除いた時間の1年（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。以下同じ。）の合計時間（以下「1年時間外在校等時間」という。）について360時間

2 前項の規定にかかわらず、通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い教育職員が一時的又は突発的に正規の勤務時間を超えて業務を行う必要がある場合については、教育委員会は、教育職員の在校等時間から正規の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1箇月時間外在校等時間について100時間未満

(2) 1年時間外在校等時間について720時間

(3) 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1箇月時間外在校等時間の平均時間について80時間

(4) 1年のうち1箇月時間外在校等時間が45時間を超える月数について6箇月

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な措置について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和2年7月1日から令和3年3月31日までの間におけるこの規則の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2条第1項第2号	4月1日	7月1日
	360時間	270時間
第2条第2項第2号	720時間	540時間
第2条第2項第3号	5箇月の期間	5箇月の期間（令和2年7月以後の期間に限る。）
第2条第2項第4号	6箇月	5箇月